

令和 4 年(2022 年)7 月 25 日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

保育所等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応の変更について

日頃から保育所等の運営及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスのオミクロン株については、現在、BA. 5 系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、東京都における濃厚接触者の特定及び行動制限等について取扱いが変更されました。

これを踏まえ、本市保育所等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応を下記のとおり変更しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 感染者発生時の対応について

これまで、感染者発生施設への調査のうえ濃厚接触者を特定し、臨時休園等の対応を実施してきましたが、今後は、感染者が発生した場合でも濃厚接触者の特定は行わず、陽性園児及び発熱等の症状がある園児のみ登園停止とする対応とします。

なお、同一クラス等で同時に 5 名以上の感染者が発生している場合等においては、集団感染の可能性を踏まえ、必要に応じて濃厚接触者の特定及び臨時休園等の対応を実施します。

2 感染者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として登園を含む外出を制限する必要はありませんが、一定期間(目安として 7 日間)は、健康状態の確認を徹底するとともに、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、大人数での飲食など感染リスクの高い行動は控えてください。また、発熱等の症状がみられた場合には、速やかに医療機関に連絡し、受診についてご相談ください。

なお、同居家族等、保育所等以外の要因で感染者と接触した場合については、これまでと同様に園児は濃厚接触者となり、登園停止となりますのでご注意願います(濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日を 0 日目として 5 日間に短縮されました)。

3 感染拡大防止のためのお願い

保育所等での感染拡大防止には、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各ご家庭のご協力が不可欠です。保護者の皆様には、従来からのお願いとなりますが、次の(1)～(3)について、ご協力いただき、園児及び同居家族の体調管理を徹底いただきますようお願いいたします。

- (1) 園児本人だけでなく、同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合は、登園を控えてください。無症状でも、園児が感染しており、園内で感染を広げてしまう可能性があります。
- (2) 園児が発熱した場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、登園を控えてください。
- (3) 同居家族が PCR 検査を受けている(濃厚接触者に特定又は本人の体調不良による)場合は、陰性と判明するまで登園を控えてください。

4 保育料(0～2 歳児クラス)について

保護者が仕事を休むことができないなど保育が必要な方への登園自粛要請は行いませんが、感染者が発生しているクラスについては、一定期間は感染リスクが高い状態での保育となるため、重症化リスクが高い同居家族がいる等の理由により、自主的に登園を控えた場合、濃厚接触者を特定していたときと同様に、感染者が発生した 0～2 歳児クラスの保育料を日割り計算により減免します(詳細については別途通知します)。

5 その他

- (1) 今回の対応については、令和4年(2022 年)7 月 25 日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。
- (2) 保育所等での濃厚接触者の特定を行わないことにより、可能な限り臨時休園にはせずに保育所等の運営を継続いたしますが、感染者が発生している期間は感染リスクが通常より高い状態での保育となりますので、ご理解のうえ、保育所等を利用していただくようお願いいたします。
- (3) 複数の保育従事者が感染や発熱により出勤できず保育を提供する体制が整わなくなった場合には、やむを得ず登園自粛や臨時休園等の対応をとらせていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 園児、保護者及び保育従事者への感染防止のため、また、保育所等の運営継続のため、各ご家庭における日々の体調管理について、これまで以上にご留意いただくとともに、一人一人が感染防止を意識した行動を徹底していただきますよう、お願いいたします。